

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和元年6月号 vol.56



緑の美しい季節になってきました。週末の朝、大濠公園のスターバックスからまだ若い木々の葉が風に揺られるのを眺めていると、一週間の疲れが和らいでいく気がします。

毎年の繰り返しですが、約半年間続いた繁忙期もようやく終わり、6月の初めに数日の休暇を取り、故郷の信州に帰省してきます。

もう70歳を過ぎた両親も連れ、松本山雅の応援にサッカースタジアムにも行ってきます。信州の美味しい空気をたくさん吸ってリフレッシュしてきたいと思います。



”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

昨年、相続にかかる民法の改正が行われ、今年から改正部分が順次スタートしています。その中で、この7月からスタートする「特別寄与料」に関する制度をご紹介します。

”無償で被相続人の療養看護などを行った相続人以外の親族に金銭請求の権利が認められます”

例えばこんなケース

父親(今回死亡) → 長男(先に死亡、長男の妻が父親と同居)、長女、次男

○これまでの民法では、上のようなケースで長男の妻がどれほど被相続人(上記の父親)の介護に尽くしたとしても相続人ではないため財産分与を受けることはできませんでした。

一方で、相続人である長女や次男は、被相続人の介護を全く行っていなかったとしても相続財産をもらうことができました。

○今回の改正では、相続人以外の親族が、被相続人に対して無償で療養看護などを行い、被相続人の財産を維持又は増加させることに特別の寄与をした場合は、相続人に対して金銭を請求できることとなりました。

つまり、上のケースでは、長男の妻が、長女や次男に対して、特別寄与料として金銭の請求ができるわけです。

気になる相続税の取扱いですが、この特別寄与料は、長男の妻が被相続人から遺贈で取得したものととして相続税の課税対象になります。(2割加算というちょっと割り増しの税額です)

「今月の本の紹介」

「人望が集まる人の考え方」

(レス・キブリン 著・デイスカヴァートウエンティワン)

人生の幸福って、お金でも名誉でもなく、やはり人間関係をいかに築けるかだと思います。職場でも家庭内でも仲間内でも、大概の悩みは人間関係から生じてくるものではないでしょうか。

人間関係の極意は「お互いの自尊心を満たすようなやり方で相手とかかわること」。本書を読むと、自分がいかに我が自尊心を満たさんがための行動をとっているか、日常の我が身を振り返り反省する機会を与えてくれる一冊です。

「気まぐれ簡単レシピ」

<蒸しナス豚サラダ>

①ナス 2本 →縦に切り込みを入れラップに包み、4分ほどレンジでチン。さっと水にさらして手でさく。

②しゃぶしゃぶ用豚ロース →薄切りして酒 小2をふりさつとゆでる。

③水菜 適量 →3~4cm

きゅうり 1/4本 →輪切り

みょうが 1コ、大葉 5枚 →千切り

④ぼん酢 小2、おろししょうが 小 1/2、ごま油 小1

⑤具材を器に盛り④を回しかけ、白ごまをふる。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所